

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）に基づき、寒川町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針を次のとおり定めたので、公表します。

平成 27 年 12 月 24 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

本方針は、寒川町における個人番号（いわゆるマイナンバー）及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正かつ安全な取扱いを確保するために策定します。

1 特定個人情報等の保護に関する基本的な考え方

寒川町では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）及び寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年寒川町条例第 17 号。以下「番号条例」という。）の規定に基づき、特定個人情報等を取り扱います。番号法及び番号条例では、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、寒川町における管理体制及び管理規程、取扱規程等を整備し、職員に遵守させる等の措置を講じ、適正かつ安全に特定個人情報等を取り扱います。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱います。

（法令遵守）

（1） 特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令及び条例等（注）を遵守

する。

(注) 法令及び条例等には次のものを含みます。

- ・ 番号法
- ・ 番号条例
- ・ 寒川町個人情報保護条例（平成 11 年寒川町条例第 25 号）
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）
- ・ 寒川町情報セキュリティポリシー

(安全管理措置)

- (2) 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。

(適正な収集、保管、利用、廃棄及び目的外利用の禁止)

- (3) 特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集、保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報は速やかに廃棄します。また、目的外利用を防止するための措置を講じます。

(委託・再委託)

- (4) 特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき町が講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。

(関係規程及び安全管理措置の継続的改善)

- (5) 別に定める特定個人情報等の関係規程及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めます。

問合せ（開示請求・苦情相談等を含む）

総務部総務課行政総務担当 電話 0467-74-1111 内線 217・218